

高知県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付目的及び交付対象事業)

第2条 県は、高知県消防防災ヘリコプターの円滑な運航管理を図るため、高知県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会（以下「協議会」という。）が行う事業に要する経費のうち、別表に定める経費に対し、予算の範囲内で交付する。

(交付金の申請)

第3条 規則第3条第1項の申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、協議会は、1通を知事に提出しなければならない。

(交付金の交付の決定)

第4条 知事は、前条の申請の内容が適当であると認めるときは、交付金の交付を決定し、協議会に通知するものとする。

(交付金の交付の条件)

第5条 交付金の交付の目的を達成するため、協議会は、交付金を目的外に使用してはならない。交付金を目的外に使用したと認められるときは、既に交付した交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(交付金の請求)

第6条 交付金の請求をしようとするときは、別記第2号様式の請求書によらなければならない。

(交付金の概算払)

第7条 知事は、規則第14条の規定により必要があると認めるときは、この交付金の概算払をすることができる。

2 交付金の概算払を請求しようとするときは、別記第3号様式によらなければならない。

(実績報告)

第8条 交付金を受けた協議会の会長は、翌年度の4月15日までに別記第4号様式による実績報告書を提出しなければならない。

(グリーン購入等)

第9条 交付事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第10条 交付事業又は協議会に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示要求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項

目は、原則として開示する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第5条及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成27年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

交 付 金 対 象 経 費
<ul style="list-style-type: none">・派遣元消防本部交付金・事務費（消耗品費、手数料、会場借上げ費及び備品購入費）

別記

第1号様式（第3条関係）

交付金交付申請書

高知県補助金等交付規則第3条の規定により、平成28年度高知県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会交付金の交付を関係書類を添えて申請します。

記

1 交付対象事業の目的

2 交付申請額

平成 年 月 日

高知県知事 様

住 所

氏 名 印

(生年月日)

請 求 書

金 円

上記平成28年度高知県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会交付金（平成 年 月
日付け高知県指令 第 号交付決定通知）を請求します。

平成 年 月 日

高知県知事 様

住 所

氏 名 印

< 振込先 >

銀行	支店	1 普通預金 ()
		2 当座預金 ()

概算払請求書

金 円

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付決定（又は変更交付決定）を受けた平成28年度高知県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会交付金について、高知県補助金等交付規則第14条の規定により、概算交付されるよう下記のとおり請求します。

記

交付決定額	既交付額	今回請求額
円	円	円

平成 年 月 日

高知県知事 様

住所

氏名 印

<振込先>

銀行	支店	1 普通預金 ()
		2 当座預金 ()

第4号様式（第8条関係）

実績報告書

平成28年度高知県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会交付金の実績については、別添のとおり関係書類を添えて報告します。

平成 年 月 日

高知県知事 様

住 所

氏 名 印